

**「再エネ電力の共同購入支援事業」
に係る仕様書**

令和3年9月

大阪府環境農林水産部エネルギー政策課

「再エネ電力の共同購入支援事業」
に係る仕様書

【目次】

1. 事業スケジュール.....	- 1 -
2. 事業内容	- 1 -
3. 電力会社及び購入希望者の募集の広告等について	- 5 -
4. 実施報告書の提出等	- 5 -
5. その他.....	- 6 -

この「再エネ電力の共同購入支援事業」（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、再生可能エネルギーの利用促進を目的として実施する本事業について、必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適切に履行すること。

1. 事業スケジュール

（1）事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和4年1月頃
電力会社の決定	令和4年2月頃
購入希望者の募集終了	令和4年4月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和4年5月頃

（2）事業実施期限

下記に記載の購入希望者の募集開始期限内に購入希望者の募集を開始しない場合は、協定を解除することとする。

購入希望者の募集開始期限	令和4年2月末
--------------	---------

2. 事業内容

次の内容について、実施すること。

（1）事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。
- ウ 支援事業者より選定された再エネ販売電力会社（以下「電力会社」という。）及び再生可能エネルギー由来の電力（以下「再エネ電力」という。）の購入を希望する大阪府民（以下「購入希望者」という。）からの問い合わせや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、業務責任者を選任すること。
- エ 実施体制図（大阪府、支援事業者、電力会社、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

（2）事業実施スケジュールについて

- ア 事業実施スケジュール表を作成すること。
- イ 事業実施スケジュールは、令和3年度内の電力切替えも可能なスケジュールとす

ること。

- ウ 事業実施スケジュールは、広告の開始から電力切替え完了までの1回の募集スケジュールについて記載すること。

(3) 購入希望者へ提供する再エネ電力のプラン作成について

- ア プランについては、再生可能エネルギーの割合が35%及び100%の電源構成及び環境価値を有するプランであること。再生可能エネルギーの割合及びメニュー数等については、大阪府（以下「府」という。）と協議の上、最終決定するものとする。
- イ 経済産業省にて示される「電力の小売営業に関する指針」に沿って適正にプランを作成すること。
- ウ プランについては、価格低減や購入希望者が選択しやすくするため極力シンプルなプラン及び構成とすること。
- エ プランについては、協定締結後、府と協議の上、最終決定すること。

(4) 広告宣伝等について

- ア 広告宣伝計画を策定し効果的な広告宣伝等を行うこと。
- イ 購入希望者の募集期間中に、府政だよりの広告欄へ募集広告を掲載すること。掲載に係る経費については支援事業者負担とする。なお、府政だよりに代わる有効な広告について支援事業者より提案があった場合は、府と協議の上、実施できるものとする。
- ウ 自治会回覧板、ポスティング、地域情報誌、新聞折込及びダイレクトメール等により広告を行うこと。配布部数は、30万部以上とすること。なお、これに代わる効果的な広告宣伝について支援事業者より具体的な提案があった場合は、府と協議の上、実施できるものとする。
- エ SNSやオンライン広告等を利用した広告宣伝を実施すること。
- オ 府政だより及び地域情報誌等への広告掲載において、おおさかスマートエネルギーセンターの広報を合わせて行うこととし、広報内容においては、府と協議の上決定すること。
- カ 広告宣伝については、マーケティングリサーチを行い、効果的な手法を検証し、実践すること。
- キ 電力会社決定までに府内において購入希望者向け説明会を実施することとし、実施箇所は府内全域となるように考慮して複数個所において実施すること。また、電力会社決定後、購入希望者募集に効果的な地区において再度、説明会を実施すること。なお、説明会は、休日の午後等、府民が参加しやすい日時とすること。ただし、説明会の実地開催が難しい場合は、オンライン説明会を開催すること。

- ク 府及び市町村の広報誌への掲載における掲載原稿制作においては、支援事業者の負担により行うこと。
- ケ 府が依頼して行う市町村における広報について、協力すること。
- コ 市町村が、広報について、府を介さずに支援事業者と直接調整することを求めた場合、柔軟に対応すること。また、調整状況や結果について、速やかに府へ報告すること。

(5) ホームページの構築及び運用等について

- ア 本事業に係る Web サイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。
- イ Web サイトを使用して購入希望者及び電力会社の募集を行うこと。なお、購入希望者の受付は、Web サイトに限定しない。高齢の購入希望者が利用しやすい受付体制を考慮すること。
- ウ Web サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- エ Web サイトにおおさかスマートエネルギーセンターホームページへのリンクを作成すること。
- オ Web サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。（府の許可を得た場合を除く）
- カ 構築した Web サイトにおいて、おおさかスマートエネルギーセンターの広報を合わせて行うこと、広報内容については、府と協議の上、決定すること。
- キ Web サイトにおいては、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について府へ報告すること。

(6) 電力会社の選定等について

- ア 再エネ電力を安定かつ確実に供給できる電力会社を公募により選定するため選定基準を作成の上、選定基準に基づき電力会社の審査を行うこと。また、選定基準を満たした電力会社によるリバースオークション※を行い、最も安価な料金プランを提示した電力会社を当事業の電力会社として選定すること。

※ リバースオークションとは、売り手が買い手を選定する通常のオークションとは異なり、買い手が売り手を選定する逆（リバース）のオークションをいう。本事業では、1 回の入札で売り手を決めず、複数回にわたって繰り返し安値を競う「競り下げ方式」を採用する。

- イ 電力会社選定の入札に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。

(7) 支援事業者は、電力会社として入札に参加できないものとする。

(4) 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得す

- ること等により確認すること。)
- (ウ) 契約履行能力が十分であること。
 - (エ) 「市場連動型」の料金体系でないこと。
 - (オ) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第二条の二の登録を受けている者であること。
 - (カ) 関係法令（電気事業法及び特定商取引に関する法律等）を遵守すること。
- ウ 入札結果については、府へ報告を行い公表すること。
- エ 選定された電力会社との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
- (ア) 契約当事者について
 - (イ) 委託内容について
 - (ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて
 - (エ) 電力切替え完了期限について
 - (オ) 個人情報保護について
 - (カ) 支援事業者と電力会社間の契約不履行による解除または解約の扱いについて
 - (キ) 善管注意義務について
 - (ク) 規定外事項について、誠実に協議する旨の条項を入れること
 - (ケ) 裁判管轄について
 - (コ) 関係法令の遵守について
 - (サ) 支援事業者と電力会社間の責任の区分を明確に明示すること
- オ 電力会社より大阪府暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げるものに該当しない旨の誓約書を受領すること。
- カ 選定された電力会社は、業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。
- キ 事業に伴う責めにおいては、支援事業者又は、電力会社が負うものとして府は、負わないものとする。
- ク 電力切替えに関する苦情やトラブル等が発生した場合には、電力会社が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告すること。
- ケ 電力会社が苦情やトラブル等を解決できない場合には、この解決に向けて、支援事業者が適切に対処するとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、電力会社へ報告すること。
- コ 苦情やトラブル等については、ク、ケで作成した記録を付して、速やかに府へ報告すること。
- サ 電力会社の販売価格等の提示の際、購入希望者が現状の電力契約内容（料金明細書等）と容易に比較できるような対応を講じること。

シ 電力会社の販売価格を購入希望者へ提示し、契約内容等について十分に説明したうえで、最終的な購入意思の確認を行うこと。

(7) 問合せ対応について

- ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。
 - イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること※。
 - ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。
 - エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
 - オ 府及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。
 - カ コールセンター以外への問合せ及び苦情についても対応すること。
 - キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。
- ※ コールセンターは、苦情について、対応した日時、場所、内容等を記録し、府及び電力会社へ報告すること。

(8) リスク管理について

事業実施に伴うリスクについては、支援事業者がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

3. 電力会社及び購入希望者の募集の広告等について

- (1) 支援事業者は、広告内容について府と協議して定めるものとする。また、広告に府の名称等を用いる場合は、必ずその都度、府の了解を得ること。
- (2) 支援事業者は、広報用の資料等を府に提供し、府が行う広報に協力するものとする。
- (3) 支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に府の了解を得るものとする。

4. 実施報告書の提出等

- (1) 支援事業者は、次のものについて、令和5年7月29日(金)までに府に提出するものとする。
 - ア 実績報告書（事業の実施状況、広報計画の実績等）
 - イ チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ

ウ その他、事業実施にあたり行ったアンケート等の集計結果

- (2) 支援事業者は、(1) ウに記載のアンケート調査について、以下のとおり実施すること。
- ア 購入者及び購入辞退者等を対象としたアンケート調査票や電力会社を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。
 - イ アンケートの内容については、事前に府と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組みを実施すること。

5. その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに府へ報告し、府と支援事業者が協議したうえで決定する。
- (2) 支援事業者は、府から事業の実施状況等について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
- (3) 支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 支援事業者は、電気事業法及び特定商取引に関する法律、電力・ガス取引監視等委員会にて示されるガイドラインに沿って適正に実施すること。
- (5) 支援事業者は、購入希望者及び電力会社募集の際に、次の事項について明示すること。
- ア 支援事業者は、大阪府を代理する権限を有するものでないこと。
 - イ 大阪府が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。
- (6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項等が発生した場合は、府と協議した上で業務を進めること。